2　権利の変更及び弁済の方法

⑴　「別表９　優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定の日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、徴収の権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

⑵　「別表９　優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等は、徴収権者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

⑶　前記⑴、⑵による免除後の公租公課については、「別表９　優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり、同表「納付額」欄記載の金額を更生計画認可決定確定後、２か月以内に一括納付する。

第３節　一般更生債権

１　確定債権

12件　3,322,524,418円及び額未定

別表10

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　権利の変更

①　開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時に、その全額の免除を受ける。

②　「別表10　一般更生債権弁済計画表」記載の債権については、「確定債権額」欄記載の金額につき、更生計画認可決定時にその92％の免除を受ける。

⑵　弁済方法

①　現金による弁済

「別表10　一般更生債権弁済計画表」記載の債権のうち、整理番号１番～７番、９番、11番、12番については、同表「弁済額」欄記載の金額を更生計画認可決定確定後、２か月以内に一括弁済する。

②　株式による代物弁済

「別表10　一般更生債権弁済計画表」記載の債権のうち整理番号８番（㈲アセットポートフォリオ）については、同表「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後、２か月以内で、管財人が指定する日に、第８章第２節に基づき更生会社が発行する新株式をもって代物弁済する。新株式は、弁済額欄記載の金額につき50,000円ごとに１株を発行し、割当ては、同表「割当株式数」欄記載のとおりである。

なお、50,000円未満の端数は現金にて弁済する。

③　相殺

「別表10　一般更生債権弁済計画表」記載の債権のうち整理番号10番（エコシステムエンジニアリング㈱）については、同表「弁済額」欄記載の金額の支払債務を受働債権、本章第１節１⑵①の更生担保権の弁済後に更生会社が取得する求償権を自働債権として、本章第１節１⑵①の更生担保権の弁済後、２週間以内に対当額で相殺する。

第４節　弁済に関するその他の事項

１　弁済場所等

更生計画の弁済は、原則として、債権者が指定する銀行口座への振込（振込手数料は更生会社の負担）により行うものとする。但し、債権者が銀行口座を指定しない場合には、更生会社の本店所在地にて支払うことができるものとする。

租税公課は、徴収権者の指定する場所においてこれを納付する。

２　放棄・取下債権の取り扱い

各債権の確定日以降、更生計画認可決定の日までに更生担保権・更生債権の放棄または取下がなされた場合の権利の変更と弁済の方法の定めは、放棄または取下後の債権額に基づいて更生計画の各条項を適用し、その結果、算出した金額を弁済額とする。

３　譲渡債権等の取り扱い

各債権の確定日以降、更生計画認可決定の日までに更生担保権及び更生債権の譲渡または移転がなされた場合の権利の変更と弁済の方法の定めも、譲渡または移転前の債権額を基準とする。

なお、債権の一部の譲渡または移転の場合、免除額は新旧権利者双方が、その債権額に按分して負担する。

４　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数はこれを切り上げる。

第４章　担保権の措置

第１節　存続する担保権

１　不動産・工場財団に対する担保権

⑴　「別表11　存続する担保権一覧表（不動産・工場財団）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

⑵　「別表11　存続する担保権一覧表（不動産・工場財団）」記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑶　「別表11　存続する担保権一覧表（不動産・工場財団）」記載の担保権は、第３章第１節１⑵に基づく弁済が完了したときに消滅し、同表記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑷　管財人は、上記⑵の登記手続を省略して、⑶記載の担保権の抹消登記手続を行うことができる。

２　リース等の担保権

⑴　リースについて

①　「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号１番～３番、５番～８番の担保権（リース）は、同表「担保権の目的物」欄記載のリース物件に関する同表「契約満了日」欄記載のリース契約期間満了日までは、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続し、当該リース物件の所有権は当該担保権者に帰属し、管財人または更生会社は引き続き当該リース物件を使用することができる。

②　「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号１番～３番、５番～８番の担保権者は、第３章第１節２⑵に基づく弁済が完了したときは、管財人または更生会社の同意を得て当該リース物件の所有権を放棄することができる。

③　「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号１番～３番、５番～８番の担保権者は、リース契約期間満了日において、管財人または更生会社から継続使用等の申し出がない限り、当該担保権者の責任と費用負担において当該リース物件を引き上げなければならない。

④　管財人または更生会社は、「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号１番～３番、５番～８番の担保権者に対し、リース契約期間満了前においても、随時、リース物件を返還することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き上げなければならない。

⑵　所有権留保について

①　「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号４番の担保権（所有権留保）は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号４番の担保権（所有権留保）は、第３章第１節２⑵に基づく弁済が完了したときに消滅し、更生会社が担保権の目的物の完全な所有権を取得する。